

環境委員会資料

1 令和4年第3回定例会提出予定議案の説明

(1) 議案第67号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

港 湾 局

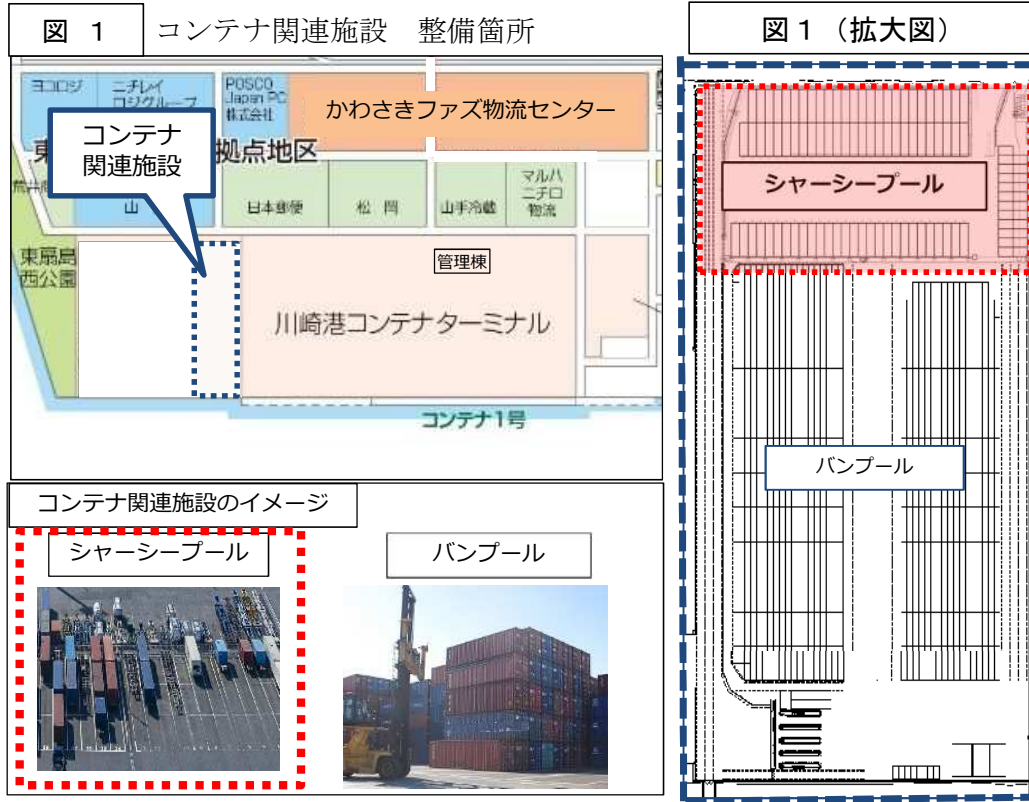
(令和4年6月2日)

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について



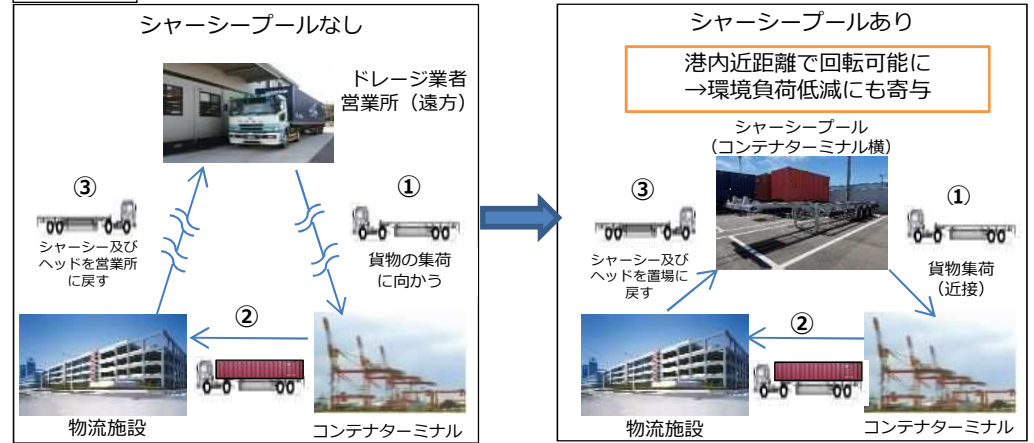
1 条例改正の概要

コンテナ関連施設として整備しているシャーシープール（トラクターヘッド及びシャーシーに係る駐車施設）の新設に伴い、条例に料金の定めがない当該施設の使用料の額及び利用料金の上限額を設定します。また、同等の機能を有する事務所附帯施設であるシャーシー置場の利用料金の上限額を改定します。



名称	概要	効果
シャーシープール	駐車施設 ・トラクターヘッド(23台) ・シャーシー(81台)	コンテナターミナル・物流施設間の輸送効率が向上し、港内物流の円滑化、荷主サービスの向上に寄与(図2)
バンプール	荷さばき地 (空コンテナ置場: 蔵置能力 約3,300TEU)	隣接するコンテナターミナルと併せて機能することにより、コンテナ蔵置能力の向上に寄与

図2 コンテナターミナルに近接するシャーシープールの効果



2 料金の設定及び改定

現在の条例に料金の定めがないトラクターヘッド及びシャーシーに係る駐車施設について、使用料の額及び利用料金の上限額を設定します。また、同等の機能を有する事務所附帯施設であるシャーシー置場の利用料金の上限額を改定します。

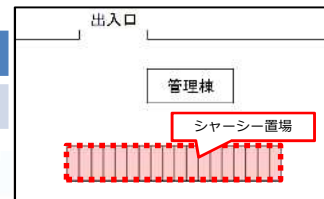
【駐車施設】

種別	料金
トラクターヘッド	13,000円/月・台
シャーシー	15,000円/月・台

【事務所附帯施設】

種別	現行料金	改定後料金
シャーシー置場	10,000円/月・区画	15,000円/月・区画

事務所附帯施設
(シャーシー置場) 位置図



3 条例の施行期日

令和5年4月1日。ただし、トラクターヘッドに係る改正は、規則で定める日から施行します。

(参考)

コンテナ関連施設については、令和5年4月1日からコンテナターミナルとともに指定管理者に管理運営させることを想定しています。
また、今回料金の上昇となりますが、利用が停滞しないよう緩和措置などの対応について指定管理者に提案を求めています。

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号及び第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 係船岸壁、栈橋及び物揚場使用料</p> <p>ア 船舶（はしけを除く。）</p> <p>(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭</p> <p>(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに 6円70銭</p> <p>イ 貨物</p> <p>はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに 13円40銭</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 小型油槽船係留施設使用料</p> <p>1月総トン数1トンまでごとに 84円</p> <p>ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごとに 3円</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 上屋使用料</p> <p>ア 初日から15日まで</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円</p> <p>2級上屋 16円</p>	<p>○川崎市港湾施設条例 昭和22年11月26日条例第33号</p> <p>(使用料)</p> <p>第13条 特定港湾施設等（指定管理者が管理を行う港湾施設を除く。）の利用については、利用者から次により算出して得た額（第6号及び第15号については、当該各号により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額）の使用料を徴収する。</p> <p>(1) 係船岸壁、栈橋及び物揚場使用料</p> <p>ア 船舶（はしけを除く。）</p> <p>(ア) 係留12時間まで 総トン数1トンまでごとに 10円5銭</p> <p>(イ) (ア)を超える係留時間 総トン数1トンまでごとに、係留12時間までごとに 6円70銭</p> <p>イ 貨物</p> <p>はしけへ船積みする場合又ははしけから陸揚げする場合 貨物1トンまでごとに 13円40銭</p> <p>(2) 削除</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 小型油槽船係留施設使用料</p> <p>1月総トン数1トンまでごとに 84円</p> <p>ただし、1日を単位として利用する場合は、総トン数1トンまでごとに 3円</p> <p>(5) 削除</p> <p>(6) 上屋使用料</p> <p>ア 初日から15日まで</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 17円</p> <p>2級上屋 16円</p>

改正後	改正前
<p>イ 16日から30日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円 2級上屋 32円</p> <p>ウ 31日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円 2級上屋 64円</p> <p>(7) 倉庫用地使用料 1月1平方メートルまでごとに 170円</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9) 荷さばき地使用料 ア 一般利用 (ア) 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円 (イ) 16日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p> <p>イ 専用利用 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p> <p>(10) ふ頭用地使用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(11) 削除</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 船舶給水設備使用料 ア 直接給水(自動給水器によるものを除く。) (ア) 30立方メートルまで 25,560円 (イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円</p>	<p>イ 16日から30日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 34円 2級上屋 32円</p> <p>ウ 31日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級上屋 68円 2級上屋 64円</p> <p>(7) 倉庫用地使用料 1月1平方メートルまでごとに 170円</p> <p>(8) 削除</p> <p>(9) 荷さばき地使用料 ア 一般利用 (ア) 初日から15日まで 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円 (イ) 16日以後 1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p> <p>イ 専用利用 1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p> <p>(10) ふ頭用地使用料 別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p> <p>(11) 削除</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13) 船舶給水設備使用料 ア 直接給水(自動給水器によるものを除く。) (ア) 30立方メートルまで 25,560円 (イ) (ア)を超える給水量 1立方メートルまでごとに 852円</p>

改正後	改正前
<p>イ 直接給水（自動給水器によるものに限る。） 1立方メートルにつき 400円</p> <p>(14) 削除</p> <p>(15) 事務所附帯施設使用料 <u>荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</u></p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 船客待合所使用料 1月1平方メートルまでごとに 500円</p> <p>(19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p> <p>(20) 駐車施設使用料 別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p> <p>2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可（指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額（第2号（1月以上の利用に係る利用料金に限る。）及び第5号については、当該各号により算出して得た額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>	<p>イ 直接給水（自動給水器によるものに限る。） 1立方メートルにつき 400円</p> <p>(14) 削除</p> <p>(15) 事務所附帯施設使用料 <u>ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</u> <u>イ シャーシー置場 1月1区画 10,000円</u></p> <p>(16) 削除</p> <p>(17) 削除</p> <p>(18) 船客待合所使用料 1月1平方メートルまでごとに 500円</p> <p>(19) 港湾環境整備施設等使用料 別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p> <p>(20) 駐車施設使用料 別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p> <p>2 使用料の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>3 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>4 第1項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)</p> <p>第13条の2 第3条各項の許可（指定管理者が管理を行う港湾施設に係るものに限る。）を受けた者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 前項の利用料金の支払方法については、規則の定めるところによる。</p> <p>3 利用料金の額は、次により算出して得た額に100分の110を乗じて得た額（第2号（1月以上の利用に係る利用料金に限る。）及び第5号については、当該各号により算出して得た額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 荷さばき地利用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円</p> <p>(イ) 16日以後</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p> <p>イ 専用利用</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p>	<p>(1) 荷さばき地利用料</p> <p>ア 一般利用</p> <p>(ア) 初日から15日まで</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 9円 2級荷さばき地 6円</p> <p>(イ) 16日以後</p> <p>1日1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 18円 2級荷さばき地 12円</p> <p>イ 専用利用</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 1級荷さばき地 270円 2級荷さばき地 180円</p>
<p>(2) ふ頭用地利用料</p> <p>別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p>	<p>(2) ふ頭用地利用料</p> <p>別表第1ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料による。</p>
<p>(3) 事務所利用料</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 3,000円</p>	<p>(3) 事務所利用料</p> <p>1月1平方メートルまでごとに 3,000円</p>
<p>(4) 事務所附帯施設利用料</p> <p>ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</p> <p>イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</p> <p>ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円</p> <p>エ シャーシー置場 1月1区画 <u>15,000円</u></p> <p>オ 洗浄場 1月1平方メートルまでごとに 180円</p> <p>カ 給油施設 1リットルまでごとに 10円</p>	<p>(4) 事務所附帯施設利用料</p> <p>ア 荷役機械置場 1月1平方メートルまでごとに 350円</p> <p>イ ゲート関連施設 1月1平方メートルまでごとに 1,700円</p> <p>ウ メンテナンスショップ 1月1平方メートルまでごとに 1,400円</p> <p>エ シャーシー置場 1月1区画 <u>10,000円</u></p> <p>オ 洗浄場 1月1平方メートルまでごとに 180円</p> <p>カ 給油施設 1リットルまでごとに 10円</p>
<p>(5) 港湾環境整備施設等利用料</p> <p>別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p>	<p>(5) 港湾環境整備施設等利用料</p> <p>別表第2港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料による。</p>
<p>(6) 駐車施設利用料</p> <p>別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p>	<p>(6) 駐車施設利用料</p> <p>別表第3駐車施設使用料又は駐車施設利用料による。</p>
<p>(7) 軌道走行式荷役機械利用料</p>	<p>(7) 軌道走行式荷役機械利用料</p>

改正後	改正前																																					
<p>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</p> <p>イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円</p> <p>(8) 電気施設利用料</p> <p>ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円</p> <p>イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円</p> <p>4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p> <p>別表第3（第13条、第13条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">駐車施設使用料又は駐車施設利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般利用</td> <td>普通自動車</td> <td>1日1台1回</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>大型自動車</td> <td>1日1台1回</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">定期利用</td> <td>普通自動車</td> <td>1月1台</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大型自動車</td> <td>トラクター</td> <td>1月1台</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>ヘッド シャーシー</td> <td>1月1台</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 普通自動車及び大型自動車とは、前表備考第1項に規定する普通自動車及び大型自動車をいう。</p>	種別		単位	金額	一般利用	普通自動車	1日1台1回	600円	大型自動車	1日1台1回	1,200円	定期利用	普通自動車	1月1台	5,000円	大型自動車	トラクター	1月1台	13,000円	ヘッド シャーシー	1月1台	15,000円	<p>ア ガントリークレーン 1台30分までごとに 43,500円</p> <p>イ トランスファークレーン 1台30分までごとに 2,800円</p> <p>(8) 電気施設利用料</p> <p>ア 冷凍用コンセント 1個1時間までごとに 70円</p> <p>イ 動力用コンセント 1個1時間までごとに 223円</p> <p>4 利用料金の計算は、1件ごとの計算とし、円未満の端数を生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>5 前項の計算により1件の総額が10円未満のときは、10円とする。</p> <p>6 利用料金は、指定管理者の収入とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p> <p>別表第3（第13条、第13条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">駐車施設使用料又は駐車施設利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般利用</td> <td>普通自動車</td> <td>1日1台1回</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>大型自動車</td> <td>1日1台1回</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">定期利用（普通自動車に限る。）</td> <td>1月1台</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 普通自動車及び大型自動車とは、前表備考第1項に規定する普通自動車及び大型自動車をいう。</p>	種別		単位	金額	一般利用	普通自動車	1日1台1回	600円	大型自動車	1日1台1回	1,200円	定期利用（普通自動車に限る。）		1月1台	5,000円
種別		単位	金額																																			
一般利用	普通自動車	1日1台1回	600円																																			
	大型自動車	1日1台1回	1,200円																																			
定期利用	普通自動車	1月1台	5,000円																																			
	大型自動車	トラクター	1月1台	13,000円																																		
		ヘッド シャーシー	1月1台	15,000円																																		
種別		単位	金額																																			
一般利用	普通自動車	1日1台1回	600円																																			
	大型自動車	1日1台1回	1,200円																																			
定期利用（普通自動車に限る。）		1月1台	5,000円																																			